

1 むつ市次世代育成支援対策地域協議会要綱

平成21年11月11日制定

(設置)

第1条 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第21条第1項の規定に基づき、地域における次世代育成支援対策の推進に関し協議するため、むつ市次世代育成支援対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌)

第2条 協議会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 地域における子育ての支援に関すること。
- (2) 母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進に関すること。
- (3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備に関すること。
- (4) 子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保に関すること。
- (5) 職業生活と家庭生活との両立の推進に関すること。
- (6) その他の次世代育成支援対策の実施に関すること。

(委員)

第3条 協議会は、20人以内の委員で組織し、次の各号に掲げる団体の構成員の中から市長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関
- (2) 福祉・医療関係団体
- (3) 児童福祉関係団体
- (4) 教育関係団体
- (5) その他関係する地域の団体等

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、保健福祉部児童家庭課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、制定の日から施行する。

2 むつ市次世代育成支援対策地域協議会委員名簿

平成 22 年 3 月現在

機関・団体名等		役 職	氏 名	備 考
福祉・医療 関係団体	社団法人 むつ下北医師会	会 長	三上 史雄	協議会 会長
	むつ市民生委員児童委員協議会	会 長	高橋 巖	
	むつ市保健協力員連絡協議会	会 長	木村 遺子	
	むつ市子育てメイト連絡協議会	副会長	小川 千恵	
児童福祉 関係団体	青森県保育連合会むつ支部	支部長	伴 良治	協議会 会長職務代理
	子育て支援センター(大平保育園)	園 長	澤田 恵	
教育 関係団体	むつ市私立幼稚園協会	会 長	佐々木 正	
	むつ市連合 PTA	会 長	佐々木 司	
	むつ市子ども会育成会連絡協議会	会 長	庭田 良二	
	むつ市校長会(第二田名部小学校)	会 長	森 隆男	
	むつ市校長会(田名部中学校)	副会長	吉田 寛	
その他 地域団体等	むつ市妊産婦・新生児訪問指導員	指導員	安部 和子	
	むつ人権擁護委員協議会	会 長	澁谷 忠廣	
	なかよし会(第二田名部小学校)	会 長	齋藤 修一	
関係行政機関	むつ警察署	主査(少年 補導職員)	鳥谷部 真由美	
	下北地域県民局地域健康福祉部 福祉こども総室(児童相談所)	室 長	木村 成善	
	下北地域県民局地域健康福祉部 保健総室(保健所)	健康増進 課長	三浦 たみ子	
	むつ市保健福祉部	部 長	鴨澤 信幸	
	むつ市保健福祉部健康推進課	保健主査	高橋 嘉美	